

平成26年12月26日
消 防 庁

消防団の現場指揮課程教育用教材

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、同法第16条により消防団員の教育訓練の改善及び標準化が規定されました。

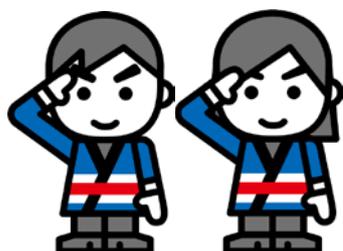
消防庁では、「消防団の教育訓練等に関する検討会」を開催し、大規模災害に対応できる実戦的な教育訓練を指揮者となる者に受講させ、部隊をとりまとめる知識・技術の修得を図ることを目的に、平成26年3月28日に「消防学校の教育訓練の基準」を改正しました。

上記改正を踏まえ、各消防学校等において火災防ぎよ、救助救命、避難誘導等における的確な現場指揮、安全管理の知識及び技術の向上や、地域防災における指導者として自主防災組織等に対する指導・育成を行うに当たり必要な教育用教材を作成しました。

- 1 作成教材 現場指揮課程教育用DVD、現場指揮課程教育用冊子
- 2 収録内容 ①火災防ぎよ訓練
②水災活動訓練
③救助救命訓練（倒壊家屋からの救助、土砂災害現場での救助）
④避難誘導訓練
⑤地域防災指導訓練（初期消火、簡易な救助、応急手当）
⑥災害情報収集・伝達訓練 等
- 3 配布先 各都道府県消防学校、各政令指定都市消防学校
- 4 その他 ・本教材については、今年度中にHPに掲載予定。（ダウンロード可能）
・今年度、55の消防学校のうち、28校で現場指揮課程を実施見込であり、3年以内に全ての消防学校において現場指揮課程を実施予定。

【添付資料】

別添 消防団教育用教材の概要



（連絡先）消防庁国民保護・防災部地域防災室
担 当：佐藤対策官、小山田
電 話：03-5253-7561（直通）
ファクシミリ：03-5253-7535
電子メール：syobodan@ml.soumu.go.jp

消防団のための教育用教材

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第16条

国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

～ 消防庁の取組 ～

①消防団員の教育訓練の改善

「消防学校の教育訓練の基準」を平成25年3月28日に改正。
※大規模災害に対応できる実戦的な教育訓練を指揮者となる者に受講させ、部隊をとりまとめる知識・技術の修得を図り、消防団全体の災害対応能力の強化を図ることを目的

「指揮幹部科」(24時間)
これまでの中級幹部科(12時間)を再編し、現場指揮課程(14時間)と分団指揮課程(10時間)の2つの課程を新設

対象: 部長、副分団長、分団長等の階級にある者
時間数: 24時間

現場指揮課程

災害現場の指揮について実戦的技術訓練等を行う教育
対象: 部長等 時間数: 14時間

分団指揮課程

分団本部等における指揮に関する教育
対象: 分団長、副分団長等
時間数: 10時間

「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」の両課程を修了した者に、「指揮幹部科」の修了を認定する、修了証及び新たにき章を交付

※今年度55の消防学校の内、28校にて現場指揮課程を実施見込

②消防団教育の標準化

○「現場指揮課程」消防団員のための教育用教材を作成 ※1
各消防学校において現場指揮課程を実施するに当たり幅広く活用。
また、e-カレッジに掲載(DVD及び教育用冊子)



※1 火災防ぎよ訓練、水災訓練、救助救命訓練、避難誘導訓練、災害情報収集・伝達訓練、地域防災指導訓練等の各種訓練を収録

「指揮幹部科」修了き章